

自動販売機設置事業者公募 募集要項

朝倉市では、次のとおり自動販売機の設置事業者を募集します。

公募に参加される方は、この募集要項をよく読み、各記載事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募に関する事項

(1) 公募物件の概要

物件 番号	所在地	設置箇所	面積		販売品目	設置 台数
			自動販売機 サイズ	回収ボックス サイズ		
1	朝倉市甘木 232 番地 1	朝倉市新庁舎 売店内（屋内）	1.725 m ²		飲料	1 台
			奥行 0.95m	奥行 0.9m		
			幅 1.2m	幅 0.65m		
			高さ 1.9m	高さ 0.9m		
2	朝倉市甘木 232 番地 1	朝倉市新庁舎 3 階自販機コ ーナー（屋内）	1.725 m ²		飲料	1 台
			奥行 0.95m	奥行 0.9m		
			幅 1.2m	幅 0.65m		
			高さ 1.9m	高さ 0.9m		
3	朝倉市甘木 232 番地 1	朝倉市新庁舎 3 階自販機コ ーナー（屋内）	1.725 m ²		飲料	1 台
			奥行 0.95m	奥行 0.9m		
			幅 1.2m	幅 0.65m		
			高さ 1.9m	高さ 0.9m		

※面積には、使用済み容器回収ボックス設置部分及び放熱余地を含みます。

※設置台数を超える台数の設置はできません。

※売上手数料のほか、別途行政財産使用料及び電気料の負担が必要となります。

※販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

(2) 使用許可期間

ア 令和7年12月22日から令和8年3月31日まで

イ ただし、必要性や使用状況を勘案して支障がないと市長が認める場合は、公募条件を変更しないことを前提に、年度ごとに最大1回更新することができます。

（最長使用許可期間：令和9年3月31日まで）

ウ 使用にあたっては、行政財産使用許可申請書を提出してください。

(3) 用途

自動販売機（アルコール分を含まない飲食料品等（乳飲料を含む）の設置・運営に限るものとします。

(4) 行政財産使用料、売上手数料及び電気料・その他経費負担

ア 行政財産使用料

朝倉市行政財産使用料条例により算出し、市長が定める方法にて指定する期日までに納付すること。

【参考】 令和7年度旧庁舎行政財産使用料（年額）

使 用 料
1, 1 2 0 円

※使用料算定式＝（課税台帳価格×0.04）×（使用面積÷敷地面積）

※1年に満たない使用期間については、1年を365日とする日割り計算により期間中の使用料を求めます。

イ 売上手数料

・最低売上手数料率は、全物件とも1月の総売上の20%以上とします。

- ・売上手数料は当該月分を翌月に納付すること。
- ・売上手数料には、消費税及び地方消費税を含みます。
- ・売上手数料に1円未満の端数が出た際は、切捨とすること。

ウ 電気料

・自動販売機設置に伴う電気料については、次のとおりとします。

物件番号	電気料
1・2・3	2, 0 0 0 円（月額・税抜）

※翌年度月末までに発行する納付書にて一括して支払うこと。

エ その他の経費負担

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費及び維持管理費その他必要とされる一切の経費は設置事業者の負担とします。

(5) 自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

別添「仕様書」のとおりとします。

2 公募参加資格

公募に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。また、これら暴力団員と社会的に非難される関係を有していないこと。
- (3) 暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではないこと。
- (4) 自動販売機の設置・運営業務について、過去2年の間に本市、国及び他の地方公共

団体と規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者であること。

(5) 市税並びに申告所得税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(6) 法人にあっては、福岡県内に本店、支店又は営業所を有する者、個人にあっては、福岡県内に居住し業を営んでいる者であること。

3 公募参加申込

公募に参加しようとする者は、期間内に応募申込書等必要な書類を提出する必要があります。

(1) 応募申込書等の受付期間及び提出場所

応募申込書等の受付期間	提出場所
令和7年11月20日(木) から 令和7年11月28日(金) まで (土、日、祝日を除く) の 9時から17時まで(必着)	〒838-8601 福岡県朝倉市菩提寺412番地2 朝倉市 総務部 契約検査課 管財係 電話 0946-28-7596 (内線 193)

※提出書類は、朝倉市ホームページからダウンロードできます。

(2) 提出書類

番号	提出書類	法人	個人
①	自動販売機設置に係る応募申込書(様式1)	○	○
②	誓約書(様式2)	○	○
③	見積書(様式3)	○	○
④	商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	—
⑤	住民票	—	○
⑥	自動販売機設置の実績調書(任意様式)	○	○
⑦	設置する自動販売機のカatalog(外観及び仕様が確認できるもの)	○	○
⑧	県内の営業所一覧表(様式4)	○	○
⑨	朝倉市税の滞納がないことの証明書(朝倉市内に事業所がある場合のみ)	○	○
⑩	申告所得税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書	○	○
⑪	委任状(代表者の委任を受けて応募しようとする場合のみ)	○	—

※①については、参加を希望するものに○を付けてください

※③見積書(様式3)については無地封筒に入れ、のり付けをして、「見積書在中」と朱書きし、表に応募者の住所・氏名又は法人の所在地・商号を記入すること。

※④、⑤、⑨、⑩については、発行後3か月以内のものとしします。(写し可)

※⑥については、自動販売機の設置・運營業務について、過去２年の間に本市、国及び他の地方公共団体と規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者であることの具体的な実績を記載してください。

(3) 提出方法

3 (1) の提出場所に持参または郵送（一般書留又は簡易書留）

(4) 応募申込書等必要書類の審査

応募申込書を提出した者について、提出された応募書類の審査の結果、不適合と認められる申込者に対してはその旨を通知します。この通知を受けた申込者は、この選考に参加することができません。

当該審査の結果は、不適合の場合のみ、令和７年１２月４日（木）までに通知します。

なお、設置予定の自動販売機が１（５）に定める仕様に適合しないと認められる場合は、公募参加申請者に対し、機種変更を指示する場合があります。

4 選考

(1) 選考日

令和７年１２月５日（金）

(2) 設置予定事業者の決定

ア 市が定める最低売上手数料率（１月の総売上の２０％）以上で、かつ、最高の％をもって見積をしたものを設置予定事業者とします。ただし、同率の見積をした者が２人以上あるときは、当該公募事務に関係のない職員のくじ引きによって、設置予定事業者を決定します。

イ 設置予定事業者が決定した場合、ＦＡＸで設置予定事業者名及び売上手数料率を応募者全員にお知らせします。

5 選考の無効

次の各号の一つに該当する見積は無効とします。

(1) 公募に参加できる資格を有しない者がした見積

(2) 談合又は不正手段により見積したとき

(3) 見積者又はその代理人が同一見積事項に２以上の見積をしたとき

(4) 見積書の％、氏名、法人の名称又は代表者名が確認し難いもの、その他主要な事項が確認できない見積

(5) 最低売上手数料率（１月の総売上の合計が２０％）を下回るもの

(6) 本市から交付される「見積書」以外の様式を使用した見積

(7) 見積者の記名押印のないとき（代理人による見積の場合は社印（実印）不要）

(8) その他、朝倉市契約に関する規則に違反し、又は市長の定める見積条件に違反して見積したとき

6 留意事項

- (1) 契約は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- (2) 受付期間内に限り見積を辞退することができます。その場合は、辞退届（様式5）を、受付期間内に提出してください。

7 設置予定事業者の手続き

(1) 契約の締結

ア 選考日の翌日から起算して7日以内に契約書を取り交わします。

※契約保証金は免除とします。

イ 設置予定事業者が契約を締結しない場合は、当該決定は効力を失うものとします。この場合、今後3年間朝倉市の自動販売機設置の公募への参加はできません。

ウ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式6）を朝倉市総務部契約検査課管財係（電話 0946-28-7596（内線 193））に提出してください。

- (2) 行政財産使用許可 設置事業者に決定したものは、令和7年12月19日（金）までに行政財産使用許可申請書を提出すること。

8 自動販売機の設置

令和7年12月22日（月）からとします。

9 質疑の受付

令和7年11月27日（木）までFAXでのみ本件に関する質問を受け付けます。質問票は様式7を使用してください。

質問を受け付けるFAX番号：0946 - 28 - 7155

10 その他

(1) 現地（設置個所）確認

必ず現地を確認してください。11月25日（火）を現地確認日として確保しています。時間については、事前に下記所管課と調整を行ってください。

(2) その他

ア 本要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び朝倉市契約に関する規則（平成18年朝倉市規則第51号）の定めるところによるものとします。

イ 公募に関する事務手続きに要する一切の費用については、申請者の負担となります。

仕様書

自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

1 自動販売機の仕様

(1) 自動販売機の種類

災害対応型自動販売機

※省エネ・環境配慮型（ノンフロン・ヒートポンプ機等）のタイプで、災害時には自動販売機の飲食料品等を無料で取り出すことができる機器とすること。

(2) 大きさ

自動販売機は面積に収まる大きさとする。また、商品補充、メンテナンスのための扉開閉等に、設置を予定している機種で支障がないかどうか、設置場所の確認をすること。

2 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1) 自動販売機の設置

自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、J I S規格及び業界自主基準を準拠した転倒防止措置を講じること。また、作業当日の段取りについては、事前に所管課と調整すること。また、コンセント口ひとつに対して、差込プラグひとつとすること。

(2) 管理運営

ア 食品衛生について、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

イ 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

ウ 使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

エ 商品の搬入等を行う時間及び経路については、所管課の指示に従うこと。

オ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

カ 流通経路が寸断するなど、飲料水等の確保が困難な災害時に朝倉市が飲料等の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料等を無償提供すること。

(3) 販売商品及び販売価格

ア 販売商品は、飲料等（清涼飲料水、乳飲料等）とし、酒類は販売しないこと。

イ 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。（カップ式は不可）

ウ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

エ 飲料以外の販売商品は、自動販売機全体の3分の1を超えないこと。